



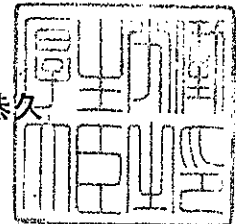
厚生労働省発年0821第34号

平成27年8月21日

日本年金機構理事長

水島 藤一郎 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会」  
報告書を踏まえた対応について

今般、「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会」において報告書が別添のとおりとりまとめられ、日本年金機構（以下「機構」という。）の情報セキュリティ体制の不備やガバナンスの問題等について、重大な問題が指摘された。

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第1条には、機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図ることが規定されており、そうした中で、今回、このような事態が明らかになったことは誠に遺憾である。機構においては、上記報告書の指摘を真摯に受け止め、抜本的な見直しを講じられたい。

なお、「日本年金機構中期目標」（平成26年2月28日）について、上記報告書を踏まえて見直すことを検討中であり、その際には、「日本年金機構中期計画」（平成26年3月31日）についても見直すことを求めることを申し添える。